

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会（以下「緑のトラスト協会」という。）運営費に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、緑のトラスト協会の運営費に要する経費とし、補助額は、知事が別に定める。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎年度定めるものとする。

(交付決定通知書の様式)

第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第5条 緑のトラスト協会は、知事の要求があったときは、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第6条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、当該年度の3月31日までとする。

(書類の整備等)

第7条 緑のトラスト協会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第8条 緑のトラスト協会は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会運営費補助金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

(住所)

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会
理事長

下記により公益財団法人さいたま緑のトラスト協会運営費補助金の交付を受けた
いので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申
請します。

記

- | | | | |
|---|--------------|----------------|---|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 事業の目的 | | |
| 3 | 事業の内容及び経費の配分 | | |
| 4 | 添付書類 | 当該年度事業計画書及び予算書 | |

様式第2号

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会運営費補助金交付決定通知書

番 号
平成 年 月 日

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会
理事長 様

埼玉県知事

平成 年 月 日付けで申請のあった公益財団法人さいたま緑のトラスト協会運営費補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第5条の規定により、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 概算交付

3 補助条件

(1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。

様式第3号

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会運営費補助金実績報告書

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

(住所)

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会
理事長

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった公益財団法人さいたま緑のトラスト協会運営費補助金については、下記のとおり補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称 公益財団法人さいたま緑のトラスト協会運営費補助金
- 2 交付決定額 金 円
- 3 補助事業の実施期間
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 4 補助事業の成果
別紙1のとおり
- 5 補助事業に要した経費の精算に関する事項

別紙1

補助事業の成果

事業の内容	経費 (円)	内訳
	計	

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。